

「マイナンバー制度の特定個人情報保護評価書（介護保険事務）（案）」に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

介護保険事務で保有する、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）ファイルの取り扱い方やリスク対策などを記載した評価書について、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、特定個人情報の管理方法等に変更が生じることから、パブリックコメントに準じた意見募集を行いました。その結果、1人の方から2件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和7年3月15日（土）～令和7年4月14日（月）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

介護保険課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		1人（2件）
内 訳	直接持参	0人（0件）
	郵送	0人（0件）
	ファクス	1人（2件）
	電子メール	0人（0件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項 目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
マイナンバー制度に関すること	1	0	0	0	1
その他	1	0	0	0	1
合 計	2	0	0	0	2

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
マイナンバー制度に関すること（1件）			
1	介護保険事務をマイナンバー制度のシステムに乗せることは、被保険者、国民のプライバシー権を侵害するものであり、特定個人情報自治体、事務取扱い企業、社員等に不当に流出する恐れもきわめて高い。安易に、マイナンバーをシステムに連結させることは、憲法第13条の自己決定権にも反する。	本市といたしましては、市民の皆様 の特定個人情報保護に十分に留意 しながら、適切な措置を講じてまい ります。	エ
その他（1件）			
1	自治体、政府のなすべきことは、誰もが安心して必要な介護を受けられる環境、予算、人材を確保することが急務である。	本市では、「第9期相模原市高齢者 保健福祉計画」を策定し、高齢者が いきいきと充実した生活を送れる よう、超高齢社会をめぐる様々な課 題に対し、基本的な目標を定め、そ の実現に向けた取組を推進してい るところです。	エ